

冬期の道路利用に関するお願い

➤ 歩道、各戸出入口、寄せ雪等の除雪にご協力を！

歩道除雪への地域の皆様のご協力をお願いします。
また、車道除雪後の出入り口前等の「寄せ雪」も各ご家庭で除雪するなど、ご協力をお願いします。
なお、**道路に雪を捨てるのは法令違反です。**

長野県道路交通法施行細則21条(6)
交通の妨害となるような方法で、積雪をみだりに道路に捨てること。



➤ お出かけ前は**気象情報・道路状況**の確認を！

山間部では特に天候が変わりやすいため、インターネット、テレビ、ラジオなどで気象情報を確認しましょう。
通行止め等があるため、道路状況を確認しましょう。

道路情報広場Nagano

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/michikanri/infra/doro/joho/hiroba/index.html>)

道路情報広場Nagano



➤ スタッドレスタイヤ等防滑装置は早めに装着を！

積雪・凍結道路をすべり止めの措置をとらずに運転することは、法令違反です。

(罰金5万円以下、反則金 大型自動車等7千円 普通自動車等6千円)

長野県道路交通法施行細則14条(2)

積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又は防滑タイヤを用いる等滑り止めの処置を講ずること。



➤ 路面は滑りやすいため、特に**慎重な運転**を！

車間距離を十分にとって走行しましょう。

坂道、カーブ、日陰部、橋梁部、トンネル出入口は特に注意しましょう。



➤ 夜間の除雪作業へのご理解を！

通勤通学時の交通確保に重点を置き、除雪を行っています。そのため、昼夜問わず除雪を行っていますので、ご理解をお願いします。

